

令和8年7月24日

稚内中学校保護者 各位

稚内市立稚内中学校長 森 河 真

生活（服装・頭髪）指導の基本的な考え方について

盛夏の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動に対しまして、深いご理解と多大なご協力をいただき、心より感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、保護者の皆様方に改めて周知させていただきます。

踏まえるべきポイントは下記のとおりと考えます。

1 生徒の生活における、学校・家庭（保護者）の役割・責任の確認

- ・学校は、学力、集団生活・社会生活のルール、マナー（身だしなみ）、コミュニケーション力の育成が主です。
- ・家庭は、衣食住の環境・基本的なしつけ、道徳観、倫理観の教育が主です。

2 学校は、思春期の子どもたちが集まる場所でもあり、秩序維持のため一定のルールの必要性も現実的にはあります。

3 学校教育目標（目指す稚中生の姿）は「時代の変化に生き生きと対応し、多様な他者と力を合わせながら、たくましく、愉しく生きる子どもの育成」であり、生活面においても自立的・主体的な判断力や行動力を導きだせる力を育てることを重視します。

【結論】《生活指導の「対応二原則」》

- ①服装、頭髪等生活面の第一義の指導役割を、家庭（保護者）にもって（自覚して）もらいます。
- ②その上で、集団生活を営む上で必要最小限の共通ルール（決まり）は学校として設定しています。

特に、これまでの学校生活上、当たり前には適切ではないとされてきた染髪やピアス、服装等について社会全体の考えが多様になってきております。そこで改めて本校では明確に文書化させていただく運びとなりましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

- 『服装』はルール（決まり）通りとします。※厳冬期の服装については別途お知らせを行います。
- 『ピアス・アクセサリー等』のルール（決まり）については稚中生である期間は禁止とします。
- 『頭髪』については、「染髪」は長期休業中も含め、稚中生である期間は禁止とします。
- 「髪型」については“程度”をみて是非を判断します。
- その他のケースについても「禁止事項」か「判断事項」かを見定め対応します。

（追記）

オシャレは、自分のためのものです。自分で場所を考えて行えばよいと思います。しかし学校は、身だしなみを学ぶところです。身だしなみは、周りのことを考えて行うものです。学校では身だしなみを学んでほしいと思います。